

継続企業の前提に重要な疑義がある場合の注記

1. これまでの専門委員会での議論の経緯

(1) 2月22日専門委員会での検討

<検討にあたっての基本的スタンス>

財務諸表作成者と監査人の二重責任を前提とし、検討を進めている。

① 前年度の財務諸表に「継続企業の前提に関する注記」がある場合

イ. 変化がない場合・・・継続企業の前提に重要な疑義がある旨の記載を行った上で、変化のない旨を記載

ロ. 重要な変化（注）がある場合・・・継続企業の前提に重要な疑義がある旨の記載を行った上で、重要な変化の内容を記載

（注）計画変更等、解消に向けた取り組みに重要な変化があった場合を含む。疑義が解消した場合を除く。

● ロについては、「著しい変化がある場合」に記載すべきであるという意見もあり。

＊ 解消した場合・・・年度や中間では財務諸表の注記を要求されていないことを踏まえ、四半期会計基準では触れないこととする。
⇒四半期報告書の非財務情報での開示（例えば、MD&A?）。

② 前年度の財務諸表に「継続企業の前提に関する注記」はされておらず、当四半期において新たに重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在することになった場合

- ・ 財務諸表利用者等からは、重要な情報であるので、基本的には年度や中間と同じ形で記載すべきという意見あり。
- ・ 何らかの情報開示は必要であるが、年度や中間よりも簡略化した記載にすべきであるという意見あり（例えば、対応策）。
- ・ レビューとの関係で担保できるのか検討すべきであるという意見あり。

(2) 論点整理のコメントとその対応案

継続企業の前提に疑義がある場合の注記は必要・・・ アナリスト協会、大和総研
中央青山監査法人（ある程度の簡便化も）
レビューの手続き、会計士の責任、担保の実効力に照らして慎重に検討すべき
・・・ 経団連

監査とレビューの違いから、注記を設けることは不適当・・・ 貿易会

(コメントへの対応案：3月29日専門委員会、4月11日委員会)

投資情報として非常に重要であるので、二重責任の原則を踏まえ、重要な疑義が継続している場合、及び、新たに重要な疑義が生じた場合には何らかの開示を行う方向で検討を進める。

(参 考)

- ・ 米国においては FASB の規定では要求していない。SAS により、レビュー基準では、前期の財務諸表に記載のある場合や、監査人がゴーイング・コンサーンに疑義がある場合に、経営者に質問を行う。そして、四半期財務情報が継続企業についての重要な疑義を適切に開示している限り、レビュー報告書で説明パラグラフを加える必要はない。ただし、監査人は強調（注意喚起）するためにレビュー報告書に説明パラグラフを加えてもよい。
- ・ IAS においては、「継続企業の前提に関する注記」を求めている。また、中間期の財務諸表の追加情報として、前期末に開示したもののうち、比較的重要でない更新は行う必要がないとしているが、その後の企業の財政状態及び経営成績を理解する上で重要な事象と取引の説明が有益としている。中間期間を理解する上で重要な事象又は取引については開示することとされている。
- ・ マザーズ等の新興企業向け市場に上場している会社の四半期財務情報のレビューにおいて、「継続企業の前提に関する注記」に対するレビュー手続が明示されているため、我が国の現行実務でも行われている。

2.更に検討を要する点等

- ・ 開示に関する基本的な考え方
前年度の評価を基にした更新 VS 四半期ごとに評価
- ・ 開示項目について
前年度の財務諸表に、「継続企業の前提に関する注記」がある場合
四半期段階で、新たに「継続企業の前提に関する注記」を付す場合
- ・ 四半期段階での評価対象期間（どの程度の期間、企業が事業活動を継続できるかを監査人が評価する期間）について

◎上記の点は、監査人の責任及びレビュー手続きと密接に関係する

3.今後の対応

事業年度及び中間会計期間における「継続企業の前提に関する注記」は、日本公認会計士協会監査委員会報告第 74 号「継続企業の前提に関する開示について」に基づいて行われている。また、監査人のレビューでの実行可能性も勘案する必要がある。これらの点を踏まえ、現時点までの検討状況を JICPA に説明し、JICPA と協議して四半期財務諸表における取扱いを定めることでどうか。

以 上